

東久留米市における 介護予防・日常生活支援総合事業 について



1

東久留米市 福祉保健部 介護福祉課

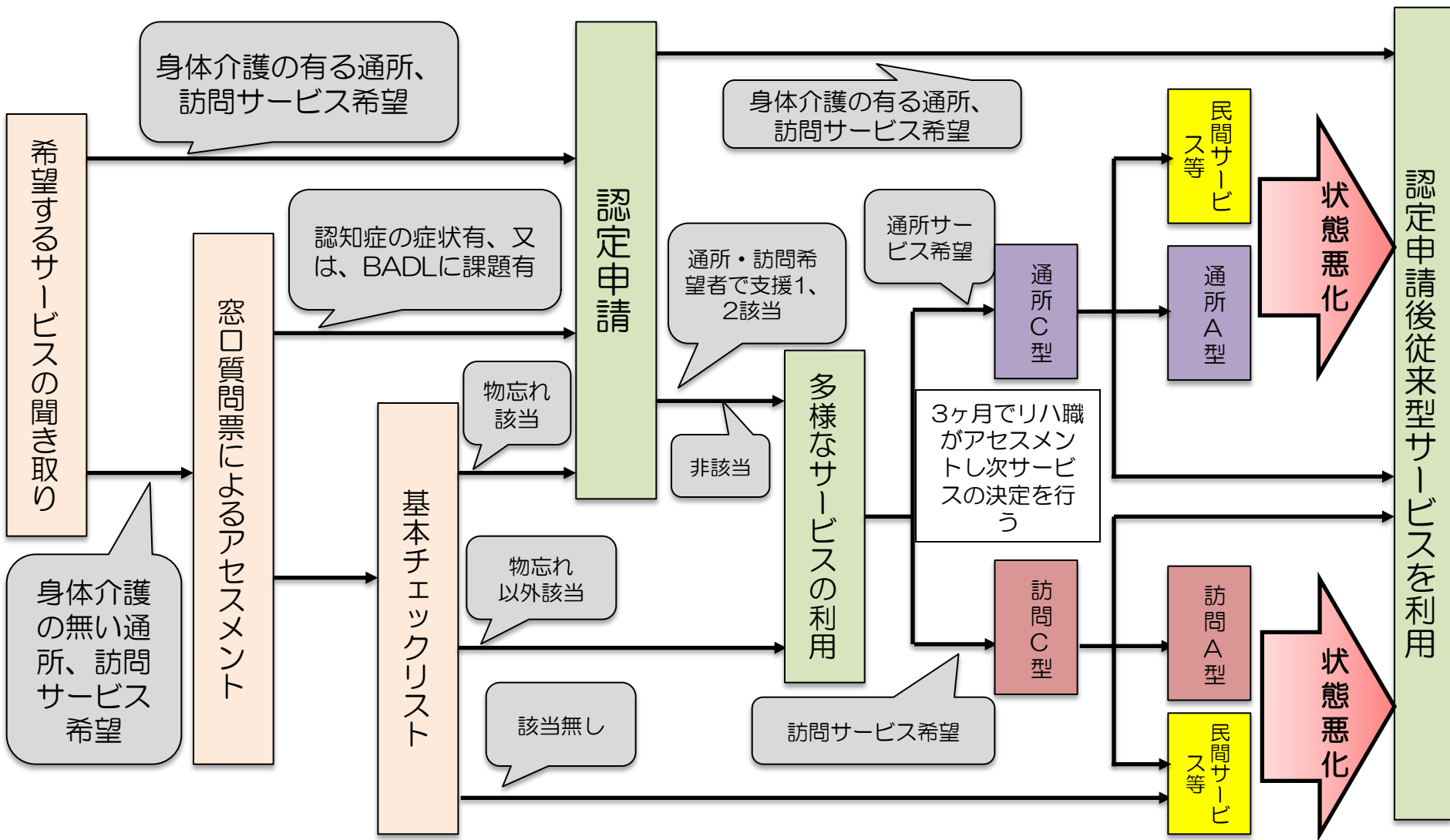
1 東久留米市の新しい総合事業では

- 国が示すいわゆる典型的な例のうち、「従来型サービス」、「C型サービス」、「A型サービス」を実施します。
- 従来型サービス、C型サービス、A型サービスはどの事業所でも実施できるシステムとします。
- 基本チェックリストの判定を受けることで、サービス利用（多様なサービスのみ）が可能になります。
- C型サービスを前置することで、3か月間でリハビリ専門職が身体機能のアセスメントを実施し、その後のサービスへ適切につなぎます。



介護保険のサービスを活用することで、介護保険を必要としなかったころの生活を取り戻すことをめざします。

2 総合事業利用者の一般的な流れ



3 サービスの類型

1) 第1号訪問事業

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス	
種別	従来型訪問介護	訪問型サービスC	訪問型サービスA
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	リハビリ専門職の関与する短期集中サービス	緩和した人員基準による生活援助
対象者とサービス提供の考え方	<p>◎ 身体介護が必要な方、認知症の症状がある方等に対して、旧来実施されている訪問介護のサービスを提供する。</p>	<p>◎ 従来型サービスの対象でない方に対して、3ヶ月間（必要に応じてさらに3ヶ月延長可能）に集中的に身体的なアセスメントを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> リハビリ専門職が、月に1度対象者宅を訪問しモニタリングした上で、身体機能向上を目指した個別指導を行う。 リハビリ専門職は、訪問型サービスの終了時に、サービス担当者会議において次のサービスについて提案する。 <p>ex) 「訪問型サービスA」「一般介護予防」「インフォーマルサービス」「従来型」等</p>	<p>◎ C型サービスを経て、訪問型サービスAと判定された方に対して提供される。</p> <p>◎ 資格の無い方も担い手となるように人員基準を緩和したサービス。</p> <p>※訪問Aは2種類に分けられる。 【A1：期限無し】 身体的な向上は見込めず、自立するのが難しいと判断された方が利用する生活支援サービス。（期限無し） 【A2：3ヶ月の期間限定】 3か月の期間限定で、実施される生活支援サービス。</p>

2) 第1号通所事業

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス	
種別	従来型通所介護	通所型サービスC	通所型サービスA
サービス内容	通所介護と同様のサービス	リハビリ専門職の関与する短期集中サービス	緩和した人員基準によるサービス
対象者とサービス提供の考え方	<p>◎ 身体介護が必要な方、認知症の症状がある方等に対して、旧来実施されている通所介護のサービスを提供する。</p>	<p>◎ 従来型サービスの対象でない方に対して、3ヶ月間（必要に応じてさらに3ヶ月延長可能）集中的に身体的なアセスメントを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> リハビリ専門職が、月に1度対象者宅を訪問しモニタリングした上で、身体機能向上を目指した個別指導を行う。 リハビリ専門職は、通所型サービスの終了時に、サービス担当者会議において次のサービスについて提案する。 <p>ex) 「通所型サービスA」「一般介護予防」「インフォーマルサービス」「従来型」等</p>	<p>◎ C型サービスを経て、通所型サービスAと判定された方に対して提供される。</p> <p>◎ 資格の無い方も担い手となれるように人員基準を緩和したサービス。</p>

4 多様なサービスの対象者

身体介護が必要な方および認知症の症状がある方は、今まで通りの従来型サービスを利用します。

それ以外の方は原則、多様なサービスの中のC型サービスを利用します。



多様なサービスは、短期間で身体的な回復が見込まれる方が対象です。

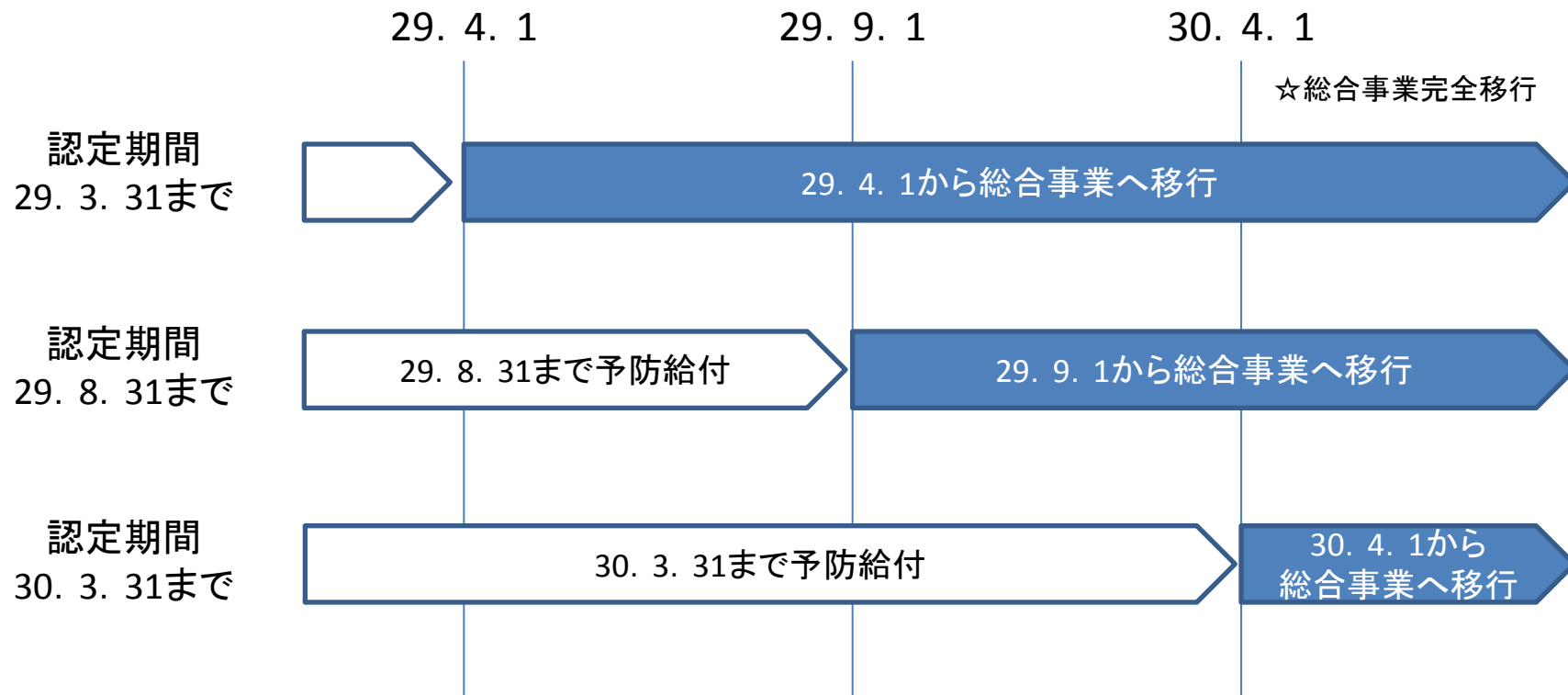
5 総合事業への移行時期について

29年4月より前からの要支援者について、その認定更新等までは、従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービスを提供します。

29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が、訪問介護・通所介護を利用する場合は、サービスが総合事業（第1号訪問事業・第1号通所事業）に変わります。

要支援者の認定有効期間は、現在最長1年ですので、1年間で完全移行することになります。

《認定有効期間満了による移行例》



6 基準・単価について - 1

訪問型	従来型訪問介護	訪問型サービスC	訪問型サービスA
単価	訪問型サービスⅠ： 1,168単位 訪問型サービスⅡ： 2,335単位 訪問型サービスⅢ： 3,704単位	訪問C型サービスⅠ： 1,168単位 訪問C型サービスⅡ： 2,335単位 訪問C型サービスⅢ： 3,704単位	訪問A型サービスⅠ： 1,109単位 訪問A型サービスⅡ： 2,218単位 訪問A型サービスⅢ： 3,518単位
人員	介護予防訪問介護と同様		①管理者：専従1以上 ②サービス提供責任者：1以上必要数 ③従事者：1以上必要数
加算	介護予防訪問介護と同様		介護予防訪問介護の加算のうち、 <u>介護職員処遇改善加算を除く</u> 、その他の加算
減算	介護予防訪問介護と同様		
設備	介護予防訪問介護と同様		
地域区分 単価	10.70円/単位		

基準・単価について - 2

通所型	従来型通所介護	通所型サービスC	通所型サービスA
単価	支援1：1,647単位 支援2：3,377単位	支援1：1,647単位 支援2：3,377単位	支援1：1,564単位 支援2：3,208単位
人員	介護予防通所介護と同様		①管理者：専従1以上 ②機能訓練指導員：1以上 ③従事者：利用者15人まで専従1人以上 (15人超は5人毎に専従1人以上)
加算	介護予防通所介護と同様		介護予防通所介護の加算のうち、 <u>サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算を除く、その他の加算</u>
減算	介護予防通所介護と同様		介護予防通所介護の減算のうち、 <u>看護・介護職員の員数が基準に満たない場合の減算を除く、その他の減算</u>
設備	介護予防通所介護と同様		介護予防通所介護と同様 ただし、通所介護等と一体的に運営し、支障がない場合について、通所介護等の設備・備品等を使用することができる。
地域区分 単価	10.45円/単位		

7 事業所指定について - 1

総合事業に係る事業所指定は、東久留米市の被保険者および東久留米市に住民票のある住所地特例者のみに効力を有します。

- ◎ 総合事業の指定権者は東久留米市である為、総合事業に係る事業所指定は東久留米市の被保険者および東久留米市に住民票のある住所地特例者のみに適用されます。

保険者が他市の場合、東久留米市から指定を受けるだけではサービスは提供できません。

- ◎ 市内の事業所で他市からの利用者（保険者が東久留米市以外）に、第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う場合には、その方の保険者である市区町村から、指定を受ける必要があります。
- ◎ 市外の事業所で東久留米市民（保険者が東久留米市）に、第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う場合には、東久留米市から指定を受ける必要があります。ただし、他市事業所へ指定を出す場合、東久留米市では一定の制限があります。

サービスを提供する利用者の保険者	必要な事業所指定
東久留米市	東久留米市による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定
A市	A市による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定
B区	B区による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定
C町	C町による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定

※左図の例では、東久留米市のほか3市町村の利用者にサービスを提供しているので、同じサービス内容であっても、4つの事業所指定が必要。

事業所指定について - 2

他市事業所への指定の制限について

- ◎ 他市に所在する事業所への指定は、原則、従来型のみとします。
- ◎ ただし、A型サービスの指定については、例外的に個別対応により指定を行う場合があります。個別対応による指定を行う事由は、事業所では対応できない事が要因で、東久留米市の従来型の指定を満たすことが出来ない場合等です。
- ◎ C型サービスの指定は、いかなる場合においても他市事業所では受けられません。

みなし指定について

- ◎ 27年3月31日において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る指定介護予防サービスの事業者については30年3月末までは第1号訪問事業及び第1号通所事業における従来型のみ指定を受けているものとみなします。（みなし指定）
- ◎ ただし、みなし指定について東京都に「別段の申出」を行っている場合、若しくは、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を27年4月1日以降に受けた場合で、総合事業の移行に際し第1号訪問事業及び第1号通所事業を実施する場合はみなし指定はなされない為、従来型については新規で指定を受ける必要があります。
- ◎ また、29年4月以降に利用者から希望があった場合は、認定期間の満了以前にその利用者については総合事業への移行を行う事が出来ます。

指定に係る手続き及び提出書類等について

- ◎ 指定に係る手続き及び提出書類等の正式なご案内につきましては、29年1月を目途に市ホームページで公表いたします。

8 要支援者の請求コードについて

- 認定有効期間開始日が29.3.31以前の要支援者の「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の請求については、29年度中の要支援認定有効期間満了日まで「予防給付のコード」を使用します。
- 更新申請等により認定有効期間開始日が29.4.1以降となった要支援者から、従来の「予防給付のコード」に代わり、「第1号訪問事業又は第1号通所事業のコード」を使用します。
- 認定有効期間開始年月日が29年3月以前の要支援者の認定有効期間は最大で1年間であるため、有効期間が30年3月末の方の更新により、30年4月提供分以降、すべての要支援者の「予防給付のコード」が「第1号訪問事業又は第1号通所事業のコード」に代わります。
(「5 総合事業への移行時期について」の図参照)

	予防給付	第1号訪問事業			予防給付	第1号通所事業	
対象者	認定有効期間開始日がH29.3.31以前の要支援者	認定有効開始日がH29.4.1以降の要支援者(多様なサービスのみチェックリスト対象者)		対象者	認定有効期間開始日がH29.3.31以前の要支援者	認定有効開始日がH29.4.1以降の要支援者(多様なサービスのみチェックリスト対象者)	
対象期間	認定期間終了日分まで(最長でH30年3月提供分まで)	認定期間開始日分から(最長でH29年4月提供分から)		対象期間	認定期間終了日分まで(最長でH30年3月提供分まで)	認定期間開始日分から(最長でH29年4月提供分から)	
サービス種別	介護予防訪問介護	従来型訪問介護	従来型訪問介護 訪問型サービスC 訪問型サービスA	サービス種別	介護予防通所介護	従来型通所介護	従来型通所介護 通所型サービスC 通所型サービスA
コード	61(介護予防訪問介護)	A1(訪問型サービスみなし指定)	A2(訪問型サービス独自)	コード	65(介護予防通所介護)	A5(通所型サービスみなし指定)	A6(通所型サービス独自)
請求方法	国保連経由	国保連経由	国保連経由	請求方法	国保連経由	国保連経由	国保連経由

9 今後の情報提供について

- 質問票による回答
- FAQの更新（不定期）等
を中心に市ホームページ上で情報を公表していきます。

The image shows a screenshot of the Higashikurume City website. On the left, there is a vertical navigation menu with items like '市長です', '市議会', '教育委員会', and '事業者の方へ' (the latter is circled in red). The main content area features a '本日のイベント' (Today's Events) section with three items, a '見どころ東久留米' (Highlights of Higashikurume) section with a photo, and a '新着情報' (Latest News) section with several news items. On the right, there is a search bar and a '事業者の方へ' (For Business Owners) section with a sub-section for '介護保険事業者向け情報' (Information for Nursing Insurance Business Owners).